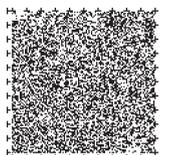


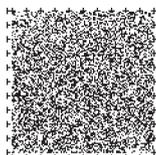
第 4 章

施策の展開（障害者計画部分）

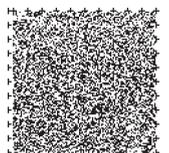


【個別施策の体系】

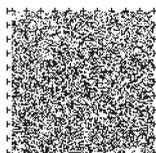
基本目標	施策の方向	基本施策	施策NO.	個別施策	
1 あたたかな安心できるまちづくり	方向1 助け合いのあるまちづくり	①地域福祉の推進	1	社会福祉協議会との連携	
			2	社会福祉協議会の広報活動の推進	
			3	土浦市ふれあいネットワークの充実	
			4	ボランティアセンターの運営	
			5	総合福祉会館の運営	
		②福祉教育の推進	6	福祉の心を育てる教育の充実	
			7	福祉体験講座及び職員等による出前講座の充実	
			8	地域交流活動事業等の充実	
			9	ボランティア推進校への助成	
			10	青少年赤十字（JRC）活動の推進	
			11	市民の意識啓発・広報活動の充実	
		③理解と交流の促進	12	福祉の店を拠点とする交流の促進	
			13	ふれあい・いきいきサロンの実施	
	方向2 活動しやすい安心・安全なまちづくり	①バリアフリーのまちづくりの推進	14	「土浦市人にやさしいまちづくり計画」の推進	
			15	バリアフリーの促進	
			16	都市公園の整備及び改修	
			17	民間施設のバリアフリー化等の促進	
			18	音響装置付信号機の設置及び点字誘導ブロックの敷設	
			19	公共施設等における補助犬*受け入れ体制の整備	
		②行動範囲の拡大支援	20	人にやさしい公共交通の導入の促進	
			21	福祉バスの運行	
			22	重度障害者福祉タクシー利用料金の助成	
			23	リフトタクシー運行費の補助	
			24	障害者外出支援の充実	
			25	自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免制度の周知	
			26	自動車運転免許取得費用の助成	
			27	自動車改造費用の助成	
		③情報アクセシビリティの向上	28	利用に配慮した情報の提供	
			29	高度情報化の推進に係る障害のある人等への配慮	
			30	広報の充実	
			31	広報のバリアフリー化の推進	
			32	手話通訳者による窓口対応	
		④緊急時救護・災害時支援の体制づくり	33	緊急通報システム事業の充実	
			34	緊急時・災害時の情報獲得・発信手段の確保	
			35	「防災の手引き」の活用促進	
			36	自主防災組織の育成等	
			37	災害時の避難行動支援体制の整備	
			38	防災・災害ボランティア体制の充実	
		方向3 権利擁護の推進	①差別解消への取組の促進	39	障害者差別解消への取組の促進
				40	精神障害者についての社会的な誤解や偏見の解消
			②権利擁護・成年後見の体制づくり	41	日常生活自立支援事業の実施
				42	選挙権行使の支援
				43	成年後見制度の利用支援と法人後見体制の整備
				44	成年後見制度の利用支援
			③虐待の防止	45	障害者虐待防止への取組の促進



基本目標	施策の方向	基本施策	施策NO.	個別施策
2 どの子どもいざいざと育つまちづくり	方向1 障害への早期対応	①健康づくり支援施策の推進	46	学校保健事業の充実
			47	健康診査・各種検診事業の充実
			48	健康まつりの開催
			49	機能訓練事業の充実
		②母子保健の推進	50	乳幼児健康診査の充実
			51	健康教室の開催
			52	相談指導事業の充実
			53	家庭訪問指導事業の強化
	方向2 療育・教育の充実	①療育体制の充実	54	各種乳幼児健診後の指導・フォロー体制の充実
			55	療育支援相談業務の充実
			56	早期療育支援体制の充実
			57	療育支援センターの運営
			58	つくし療育ホーム事業の充実
			59	幼児ことばの教室事業の充実
		②学校生活の充実	60	つちうらつくし学園における療育指導の充実
			61	（仮称）児童発達支援センターの開設
			62	おもちゃライブラリーの運営
			63	障害児教育の充実
			64	市立幼稚園への特別支援教育支援員の配置
			65	就学相談の実施
③子育て支援の充実	66	特別支援教育*コーディネーターの配置		
	67	教職員等の障害児教育研修の充実		
	68	小・中学校への特別支援教育支援員の配置		
	69	学校施設のバリアフリー化の推進		
3 就労や多様な社会参加の促進	方向1 就労支援と働く場づくり	①一般就労の支援	70	ライフステージに応じた切れ目のない支援の実現
			71	障害児保育の充実
			72	就学障害児の放課後支援対策の充実
		②福祉的就労の場の提供	73	障害者就業・生活支援センター等の活用
			74	ハローワーク土浦等関係機関との連携による就労支援体制の充実
			75	障害者雇用の促進と事業主等への支援
	方向2 生きがいのある生活支援	①スポーツ・レクリエーション活動の支援	76	福祉の店を活用した就労支援の充実
			77	つくしの家における就労支援の実施
			78	障害者就労施設等からの物品購入等の促進
		②生涯学習活動の支援	79	障害者（児）スポーツ大会の開催
			80	かすみがうらマラソンにおける障害者レースの充実
			81	レクリエーション等の開催
			82	公共スポーツ施設の使用料の減免
		③社会参加の促進	83	公共文化施設の入場料の減免等
			84	図書館等利用における利便性の向上
			85	生涯学習関連施設の整備
			86	障害者が参加できる生涯学習講座の開催
			87	地域活動の促進
			88	障害者（児）福祉団体活動の支援
89	福祉の店を拠点とする社会活動支援の充実			



基本目標	施策の方向	基本施策	施策NO.	個別施策	
4 総合的な福祉サービスの提供	方向1 サービス提供の基盤整備	①情報提供の充実	90	障害者関連の総合的情報提供の充実	
			91	福祉マップの作成・配布	
			92	相談体制の充実	
		②相談支援体制の充実	93	保健福祉総合システムの整備	
			94	基幹相談支援センターの運営	
			95	人材の確保	
		③人材の確保と育成	96	ボランティア派遣事業の充実	
			97	地域介護ヘルパー*養成講座の開催	
			98	ガイドボランティア*の養成・派遣	
	99		市職員研修の充実		
	方向2 福祉サービスの提供		①計画的なサービス提供の推進	100	障害福祉サービスの充実
				101	障害児通所支援の充実
		102		地域生活支援事業の充実	
		103		相談支援事業の充実	
		104		介護保険サービスとの調整	
		②在宅生活の支援	日中活動等	105	障害者自立支援センターの運営
				106	つくしの家の運営
				107	地域活動支援センター事業、生活支援事業の実施
			訪問系	108	友愛サービス事業の充実
				109	在宅生活支援配食サービスの実施
	110			宅配型食事サービスの実施	
	111			訪問理美容サービス事業の実施	
	安心		112	「こころの相談」事業の充実	
			113	福祉電話の貸与	
			行動支援	114	車いすの貸出
				115	補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の利用促進
	住まい	116	手話・点訳・音訳サービスの実施		
		117	重度障害者（児）住宅リフォーム費用の助成		
		118	障害者住宅整備資金の貸付		
		119	障害者住宅改造アドバイザー制度の実施の検討		
		120	障害のある人が住みやすい公営住宅の確保		
		121	公営住宅の入居条件の緩和		
	③生活安定のための施策推進	122	障害基礎年金等の支給		
123		心身障害者扶養共済事業の充実			
124		各種手当の充実			
125		生活福祉資金の貸付			
126		障害者手帳申請用診断書料助成事業の実施			
127		医療福祉制度による保険給付自己負担分の助成			
128		自立支援医療費の給付等			
方向3 一体的な支援ネットワークの強化	①地域生活支援体制の充実	129	地域での自立した生活の支援体制の整備		
		130	地域生活支援拠点機能の確保		
	②参加と協働の体制確保	131	土浦市地域自立支援協議会の運営		
		132	計画策定への参画促進		



基本目標 1 あたたかな安心できるまちづくり

市民アンケートによると、多くの市民は、障害のある人が近くにいたら手助けしたいと考えており、地域や職場などで障害のある人に対する理解はまだ進める余地があると認識しています。

この市民の共生社会づくりへの高い認識を具体的な行動に移していけるようにしていくとともに、障害を理由とする差別やハンディを解消するための環境づくりや仕組みづくりを進めていくことが課題です。

「あたたかな安心できるまちづくり」に向けて、次の施策に取り組みます。

方向 1 助け合いのあるまちづくり

住み慣れた地域でともに生きるノーマライゼーション社会の実現では、一人ひとりの意識が最も重要な推進力となります。お互いが理解しあう「こころ」を養い、支え合いの活動を育み、あたたかいふれあいのあるまちづくりを進めます。

基本施策

- ① 地域福祉の推進
- ② 福祉教育の推進
- ③ 理解と交流の促進

方向 2 活動しやすい安心・安全なまちづくり

施設や交通のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上に努め、誰もが参加・活動・生活しやすいまちづくりを進め、居住環境の整備、行動範囲の拡大を支援します。

また、緊急時の救援体制や災害時の支援体制などを強化します。

基本施策

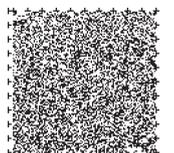
- ① バリアフリーのまちづくりの推進
- ② 行動範囲の拡大支援
- ③ 情報アクセシビリティの向上
- ④ 緊急時救護・災害時支援の体制づくり

方向 3 権利擁護の推進

障害のある人や子どもの権利を擁護し、一人ひとりの尊厳を守ります。

基本施策

- ① 差別解消への取組の促進
- ② 権利擁護・成年後見の体制づくり
- ③ 虐待の防止



方向1 助け合いのあるまちづくり

① 地域福祉の推進

年齢や障害のある・なしに関わらず、すべての市民が住み慣れた地域の中で自分らしく、安心して生活し続けることができるよう、地域全体で支え合う地域福祉の推進が求められています。

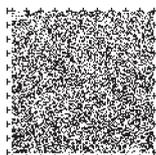
本市は、「土浦市地域福祉計画」に基づき、「あたたかいふれあいのあるまちづくり」を進めています。

今後とも、社会福祉協議会との緊密な連携のもと、障害者福祉の充実をめざし、土浦市ふれあいネットワークの充実、ボランティアセンター等の拠点の運営と有効活用を進めます。

1	社会福祉協議会との連携	担当	障害福祉課
<p>社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な機関として、ボランティア活動や福祉教育を推進し、「土浦市ふれあいネットワーク」を運営しています。</p> <p>今後も「土浦市ふれあいネットワーク」や「土浦市地域自立支援協議会」等を通じ、社会福祉協議会との連携を図り、情報を共有しながら、地域福祉の充実のための事業を推進していきます。</p>			

2	社会福祉協議会の広報活動の推進	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、広報紙「社協だより」を年4回発行し、全戸に配布することにより障害のある人の理解を深める活動及びボランティア活動への参加を促進しています。また、視覚障害のある人に届ける声の季刊誌「リッチボイス」を発行・送付しています。</p> <p>今後は、すべての市民が障害のある人やボランティア活動への理解を深めていくことができるよう、「社協だより」の紙面の工夫や内容の充実を進め、より親しみの持てる広報紙を作成するとともに、ホームページや広報紙には、音訳を取り入れ、より多くの人に情報提供ができるよう努めます。</p>			

3	土浦市ふれあいネットワークの充実	担当	社会福祉課 社会福祉協議会
<p>土浦市ふれあいネットワークは、障害のある人や高齢者などの支援を必要とする人が、家庭や地域の中で安心して暮らせるようにするため、地域全体で支えていくシステムで、中学校区ごとに地域ケアコーディネーターを配置し、地域福祉の担い手相互の連携を図り、相談受付からサービスの必要性の検討と提供を一元的に実施しています。</p> <p>援助を必要とする人への対応を速やかに行うためには、日ごろからの地域との連携が不可欠であり、今後とも、生活圏域である中学校区ごとにスクラムネット（実務者レベルの職員の連携体制）やふれあい調整会議（医師等専門機関による相談対応会議）を継続的に開催し、土浦市ふれあいネットワークの充実を図るとともに、「土浦市地域自立支援協議会」をはじめとする関係機関との連携を深め、円滑なサービス提供に努めます。</p>			



4	ボランティアセンターの運営	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会は、ボランティアを必要とする障害のある人への情報の提供、ボランティア活動に関する相談、活動場所のあっせんを行うとともに、個人ボランティア・ボランティア団体への支援、情報発信などを行うため、ボランティアセンターを運営しています。また、「音訳」「点字・点訳」「手話（入門・基礎）」「要約筆記」「ガイド（視覚障害のある人の外出支援）」等の障害のある人に関連する各種ボランティア養成講座を開催し、その後のサークル活動へつなげています。視覚障害のある人には、書籍等を点訳したり、声の季刊誌「リッチボイス」を発行・送付するサークル活動を支援しています。</p> <p>今後は、養成講座終了後の活動場所を増やし、ボランティアが活動できる環境整備を図るなど、ボランティアセンターの有効活用を進めるとともに、広報紙やインターネットによる広報や、地域のイベント開催時等における広報活動に力を入れるなど、ボランティアセンターの周知及びボランティア活動への参加の呼びかけを積極的に進めていきます。</p>			

5	総合福祉会館の運営	担当	社会福祉課
<p>地域福祉活動の拠点として整備された総合福祉会館については、引き続き施設の活用と機能の充実を図ります。施設設備等の経年劣化に対応していくとともに、利用団体・利用目的等について、適正な運用を進めていきます。</p>			

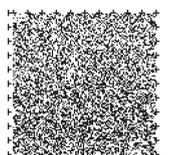
② 福祉教育の推進

市民も福祉・教育関係者も、子どもの頃からの人権教育、福祉教育、障害のある子どももともに過ごす環境づくりが共生社会の基礎となると考えています。

市では、小・中学校において福祉の心を育てる教育に取り組み、社会福祉協議会では福祉体験講座やボランティア推進校への助成など、意識を行動に移せる人づくりを進めています。

今後は、教育委員会と社会福祉協議会の連携を一層強め、子どもからおとなまですべての市民が福祉や人権についてともに考えていけるよう、福祉教育の推進体制を強化していきます。

6	福祉の心を育てる教育の充実	担当	指導課
<p>市内の小中学校では、教育活動を通して福祉の心を育成するために、総合的な学習の時間（福祉体験学習、職場体験学習など）の福祉分野の学習でバリアフリーについて学習をし、道徳教育で人への優しさ、社会のために尽くすことの大切さなど、豊かな心の育成を図っています。</p> <p>今後とも、障害のある人への理解を深めるため、アイマスクや車いすなどの模擬体験、ボランティア体験等を実施していきます。その際、体験学習前後の児童・生徒への働きかけを工夫し、心に響く指導に努めるなど、体験を重視した教育を充実していきます。</p>			

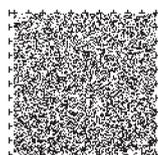


7	福祉体験講座及び職員等による出前講座の充実	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会は、障害のある人への理解を深め、福祉の心を育成するため、学校等と連携して、市内小中学校の総合的な学習の時間やPTAの集まりにおいて、車いす体験、アイマスク体験、手話体験、点字体験、視覚障害のある人や聴覚障害のある人の講話、盲導犬の学習等を行うとともに、地域と連携しながら、公民館、町内会、職場など学校以外の場でも福祉体験講座や出前講座を開催しています。</p> <p>今後とも、ニーズの変化や障害者福祉制度の変更などに対応し、新しい講座を企画・実施するなど、講座内容の拡充を図り、段階的に学習できるような環境づくりに努めます。</p>			

8	地域交流活動事業等の充実	担当	指導課
<p>市内の小中学校では、総合的な学習の時間を活用して、福祉施設・特別支援学校等、地域の施設を訪問することによる障害のある人とのふれあいを通じ、互いに助け合っるとともに生きる社会を知る地域交流活動事業を実施しています。特別支援学校に通学する児童・生徒との「居住地交流」等を行っている学校もあります。</p> <p>今後とも、特別支援学校や地域の障害者福祉施設との連携を図り、共同及び交流学习の「学校間交流」を進めるとともに、障害のある子どももいない子どももともに学ぶインクルーシブ教育推進の観点から、各学校において障害のある児童・生徒との交流学习の機会を増やしていきます。</p>			

9	ボランティア推進校への助成	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会は、教育委員会と連携してボランティア活動の推進校として募り、助成し、児童・生徒の福祉への理解と参加を促進しています。</p> <p>今後は、児童・生徒の支え合いの心を育み、自発的なボランティア活動を促すなど、学んだことを実践へとつなげられるよう、社会福祉協議会事業等への協力・理解・啓発を進め、次世代の担い手の育成をめざした事業に積極的に取り組んでいきます。</p>			

10	青少年赤十字（JRC）活動の推進	担当	小・中学校
<p>市内の小中学校では、青少年赤十字（JRC）の基本理念である人の生命と尊厳を大切にする「人道」の育成や「気づき、考え、実行する」という態度を養うため、児童・生徒と教師、学校の主体性のもと、募金活動、清掃活動、古切手の収集など青少年赤十字の実践活動を推進しています。</p> <p>今後とも、これらの活動を通じ、すべての人が認め合い、支え合う社会を担う青少年を育てていきます。</p>			



③ 理解と交流の促進

すべての市民が、障害のある人への理解を深め、障害により添う視点を持つことが共生社会の基礎となります。

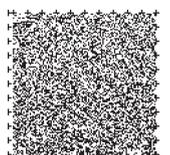
市では、社会福祉協議会と連携して、広報活動とともに、福祉の店を拠点とする交流、地域におけるサロン活動の促進など、障害のある人とない人が互いに交流する機会づくりに取り組んでいます。

今後とも、市民の理解と交流を促すための情報提供と場づくり、機会づくりを積極的に進めていきます。

11	市民の意識啓発・広報活動の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人に対する一人ひとりの理解と認識を深めるための情報提供に取り組んでいます。障害者団体や大学と協働して「防災の手引き」を平成21年と25年に作成し、市ホームページに掲載し、理解促進に努めています。また、県・関係団体の共催による「障害者福祉の集い」に参加しています。</p> <p>今後とも、市の広報紙やホームページ、ポスター、ケーブルテレビ等の多様なメディアを活用した情報提供、障害者団体・ボランティア団体との協働によるイベントの開催や学校の授業などを通しての啓発活動を行います。</p>			

12	福祉の店を拠点とする交流の促進	担当	障害福祉課
<p>市では、福祉の店ポプラ中央店を拠点に、障害者社会参加活動支援事業を実施しています。また、産業祭、キララまつり、健康まつり、カレーフェスティバル等のイベントで手作り品等の展示即売を通じて市民等と交流することにより、障害のある人への理解を促進するとともに、ボランティアの育成を図っています。</p> <p>今後とも、障害のある人とない人が互いに交流し、理解を深め合う機会を確保していきます。</p>			

13	ふれあい・いきいきサロンの実施	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、市内各町内に1か所の設置を目標に、地区長をはじめ関係団体に対して障害のある人や高齢者をはじめ、すべての地域の方々が集えるふれあい・いきいきサロンづくりの推進を呼びかけています。設置を希望する団体には、補助金を交付するとともに、サロンが地域の生きがいづくりはもとより、情報交換の場であることなどの理解を進めており、徐々に団体数も増加してきています。</p> <p>今後は、未設置地域に対して、地域のイベント開催時等に広報活動を実施します。また、支部による広報活動を促進し、地域の理解を求めていきます。</p>			



方向2 活動しやすい安心・安全なまちづくり

① バリアフリーのまちづくりの推進

障害のある人も障害のない人も、障害を理由とする差別のない社会づくりに向けて、施設や道路、交通機関などのバリアフリー化が重要と考えています。

市では、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」、「土浦市バリアフリー基本構想」に基づき、公共施設、駅前、道路施設等を中心に、すべての人が安全かつ円滑に利用できるような環境づくりを進めています。

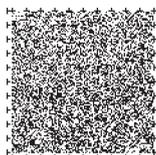
今後とも、民間事業者との連携を強化し、障害の種別や程度に関わらず円滑に参加・活動できるバリアフリーの環境が連続的・面的に確保されるよう努めます。

14	「土浦市人にやさしいまちづくり計画」の推進	担当	社会福祉課
<p>市では、市関連施設について、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」に基づき、施設ごとに計画的なバリアフリー化を進めています。</p> <p>今後とも引き続き市関連施設等の公共的施設や民間施設のバリアフリー化を進め、誰もが使いやすい施設環境づくりに努めます。</p>			

15	バリアフリーの促進	担当	都市計画課
<p>市では、「土浦市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区（土浦駅、荒川沖駅、神立駅の周辺地区）を中心に、利用者の声を聞きながら連続的な移動等の円滑化を図るために必要な事業を進めています。</p> <p>今後とも、「土浦市バリアフリー特定事業計画」（第2期：平成27年度～31年度）を中心に、計画的・継続的にバリアフリー化を推進していきます。</p>			

16	都市公園の整備及び改修	担当	公園街路課
<p>都市公園では、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、開発行為による公園整備の指導を進めています。市事業による新設公園の整備・既設公園の改修等に際しては、トイレ・水飲み器などの改修、車いすで通行可能な園路の整備などを実施しています。</p> <p>今後とも、多目的トイレの設置など公園等のバリアフリー化を推進します。</p>			

17	民間施設のバリアフリー化等の促進	担当	建築指導課
<p>民間施設のバリアフリー化については、バリアフリー新法*の内容をホームページ等によって周知し、整備を促しています。特に特別特定建築物（2,000㎡以上）については、高齢者、障害のある人の社会参加が促進され、すべての利用者に利用しやすい施設づくりが求められます。</p> <p>今後は、市ホームページに認定手続きの内容についても掲載し、制度の周知と活用の促進を図ります。</p>			



18	音響装置付信号機の設置及び点字誘導ブロックの敷設	担当	生活安全課
<p>市では、音響装置付信号機の設置や点字誘導ブロックの敷設について、土浦警察署と道路管理者に要望するなど、整備の促進に努めています。</p> <p>今後とも、既存施設の改修も含め、土浦警察署や道路管理者に引き続き働きかけ、視覚障害、聴覚障害のある人などが安心して通行できる道路環境づくりを進めていきます。</p>			

19	公共施設等における補助犬受け入れ体制の整備	担当	障害福祉課
<p>市の施設において、身体障害のある人が同伴する補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を受け入れる体制の整備・充実を図っています。また、民間施設における受け入れを促進するため、国が、身体障害者補助犬法の周知徹底を目的に作成した、リーフレット「ほじょ犬 もっと知ってBOOK」や補助犬ステッカーのほか、医療機関向けのリーフレットを窓口を設置して周知しています。</p> <p>今後とも、身体障害者補助犬法の目的である補助犬を使用する身体障害のある人の市の施設等の利用円滑化を図り、身体障害のある人の自立及び社会参加を促進するよう周知します。</p>			

② 行動範囲の拡大支援

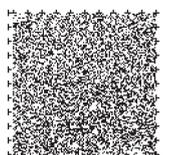
障害のある人が円滑に参加・活動できるまちづくりでは、施設等のバリアフリー化とともに、交通手段の確保や移動支援など、自由な行動を支える仕組みの確保が重要です。

市では、人にやさしい公共交通等の充実、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援事業等の確保に取り組むとともに、自家用車利用関連の支援を実施しています。

今後とも、利用ニーズを把握しながらこれらの支援を確保・充実し、障害のある人が自由に行動できる範囲を拡大していけるよう図ります。

20	人にやさしい公共交通の導入の促進	担当	都市計画課
<p>障害のある人や高齢者が安心して快適に外出し、社会参加できるよう、低床バスの導入台数増加や、運行時間の固定化、公共施設等へアクセスしやすい運行ルートの検討等、公共交通機関の利便性の向上を促進しています。ノンステップバスの導入については、国・県と同様に補助対象が新型車両のみから中古車両を含めたものへと充実しました。</p> <p>今後とも、ノンステップバスの導入を促進するなど、利用しやすい公共交通の環境づくりに努めます。</p>			

21	福祉バスの運行	担当	社会福祉課
<p>市では、福祉バスを運行し、障害のある人が各種イベント・大会等に参加しやすいよう便宜を図っています。</p> <p>今後とも、利用目的や行程等の適正な設定を踏まえた運行を通じ、障害のある人の社会活動を支援していきます。</p>			



第4章 施策の展開（障害者計画部分）

22	重度障害者福祉タクシー利用料金の助成	担当	障害福祉課
<p>市では、重度障害のある人の外出支援及び社会参加促進の一環として、医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、市の事業として助成制度を確保していきます。</p>			

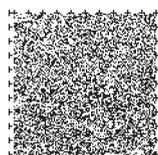
23	リフトタクシー運行費の補助	担当	障害福祉課
<p>市では、車いす使用者など外出が困難な状況にある身体障害のある人の通院等における負担軽減や積極的な社会参加の促進を図るため、リフト付車両を運行する民間タクシー会社に対し、運行費の一部を補助しています。</p> <p>今後とも、リフトタクシーの運行費を補助し、交通手段を確保していきます。</p>			

24	障害者外出支援の充実	担当	障害福祉課
<p>移動に著しく困難のある在宅で障害のある人の外出支援については、重度訪問介護、行動援護、同行援護の障害福祉サービスが充実してきています。また、市では、地域生活支援事業として、移動支援事業を実施しています。</p> <p>現在、移動支援事業の通勤、通学及び通所のための利用は、介護者や保護者に緊急かつやむを得ない理由があるときに限られていますが、ニーズに即した支援サービスのあり方を検討していきます。</p>			

25	自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免制度の周知	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人やその家族等が運転する場合、障害種別や程度に応じて自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免されることを、障害者手帳交付時に提供する福祉ガイドや毎年配布する障害者（児）福祉サービスのパンフレットに掲載して案内しています。</p> <p>今後とも、自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免について周知し、障害のある人の行動範囲の拡大を図ります。</p>			

26	自動車運転免許取得費用の助成	担当	障害福祉課
<p>市では、4級以上の身体障害者手帳所持者が通勤、通学その他の社会参加活動のために、普通自動車免許を取得する場合、その取得費用の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、地域生活支援事業として、助成制度を確保していきます。</p>			

27	自動車改造費用の助成	担当	障害福祉課
<p>市では、2級以上の上肢・下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳所持者が通勤、通学その他の社会参加活動のために使用する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルを改造する必要があるときに、その改造費用の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、地域生活支援事業として、助成制度を確保していきます。</p>			



③ 情報アクセシビリティの向上

障害を理由とする分け隔てを感じることなく、自分らしい生活を実現していくためには、施設や交通のバリアフリー化のみならず、情報面の制約の解消が極めて重要です。

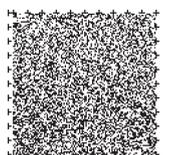
市では、「土浦市総合情報化基本計画及び実施計画」に基づき、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる行政情報づくりや広報を進めています。本計画も、市としてははじめて紙に掲載された文字情報をデジタル（音声）化するSPコード*（音声読み取り機能）付きで製本し、市ホームページに掲載しています。

今後とも、ICT*（情報通信技術）を活用した情報バリアフリー化の推進、市民との協働による点字や音声情報などの充実、手話通訳者による窓口対応など、誰にも利用しやすい魅力的な情報づくりに努めます。

28	利用に配慮した情報の提供	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人が行政情報などを円滑に利用できるよう、手話通訳者の設置、SPコードの付記、点字版、音声テープ版の作成など情報バリアフリー社会の実現に向けた取り組みを行っています。「防災の手引き」は、SPコードを付記して製本し、障害のある人や地域の防災関係者等に配付するとともに、市ホームページへの掲載、点字版、音声テープ版の作成・配付も行いました。障害者計画・障害福祉計画書は、市の計画としてははじめて、SPコード付記で製本し、市ホームページに掲載しています。</p> <p>今後とも、情報提供に対する障害のある人の意見を聴きながら、どのような情報ツールが必要か検討し、情報アクセシビリティの向上に努めます。</p>			

29	高度情報化の推進に係る障害のある人等への配慮	担当	行政経営課
<p>市では、電子自治体の推進のための高度情報化に係る計画や整備にあたって第2次土浦市総合情報化基本計画及び実施計画を策定し、その中で障害のある人などに対する各種情報提供の充実（SPコードの活用）と音声付ホームページの構築の2つを柱に印刷物や音声による情報提供の充実を図るなど、障害のある人のICT利用や迅速な情報提供に配慮しています。</p> <p>今後とも、土浦市総合情報化基本計画及び実施計画の見直しなどを機に、ICTの普及状況を勘案しながら、情報提供に格差を生じさせない環境づくりを進めていきます。</p>			

30	広報の充実	担当	広報広聴課
<p>市では、障害のある人に対する情報提供のために、市の広報紙において、点字広報と声の広報を月2回発行するとともに、ホームページ音声読上げ機能などを活用し案内を行っています。（点字・声の広報発行业務）</p> <p>今後とも、茨城県視覚障害者協会と連携し、障害のある人の意見を反映しながら、提供する情報の内容や方法などを充実させていきます。</p>			



31	広報バリアフリー化の推進	担当	広報広聴課
<p>市では、ケーブルテレビ「マイシティつちうら」をはじめ、テレビやラジオで市の情報番組で情報を提供したり、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、メール配信など、インターネットを活用した情報提供を実施しています。「マイシティつちうら」は、市民との協働により市民目線での番組づくりに努め、市ホームページは、音声読み上げや文字拡大機能等により情報のバリアフリー化に努めています。</p> <p>今後とも、魅力ある情報を、新たな媒体も活用しながら、障害のある人への対応や配慮を進め、あらゆる世代に情報を提供できるよう充実を図ります。</p>			

32	手話通訳者による窓口対応	担当	障害福祉課
<p>市では、市役所の窓口での手続きの円滑化を支援するため、毎週月・木曜日、手話通訳者を設置しています。手話通訳者の設置日以外は、筆談となることから、聴覚障害のある人への各種通知文には、手話通訳者の設置日を案内しています。</p> <p>今後とも、現在の体制を維持・充実し、利用しやすい窓口づくりに努めます。</p>			

④ 緊急時救護・災害時支援の体制づくり

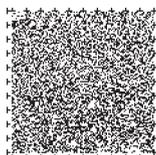
地震や風水害への不安が高まっています。障害のある人が地域で安心して生活していくためには、日頃の緊急通報体制とともに、災害時の避難支援体制の確保が重要です。

市では、障害者団体、大学と連携して「防災の手引き」を作成し、内容の充実を図っています。また、地域防災計画に基づき、地域の自主防災体制、災害時避難行動要支援者*への対応体制づくりを進めています。

今後とも、「防災の手引き」の周知に努めるとともに、地域や福祉施設等と連携して災害時の避難支援体制を確立し、これを通じて地域の中で日頃の交流や支え合いの体制づくりが促進されるよう図ります。

33	緊急通報システム事業の充実	担当	障害福祉課
<p>ひとり暮らしの重度身体障害のある人、聴覚障害のある人に緊急通報装置を貸与し、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう運営しています。</p> <p>今後とも、ひとり暮らしの重度身体障害のある人等の日頃の安心を支えるため、事業の周知と活用の促進を図ります。</p>			

34	緊急時・災害時の情報獲得・発信手段の確保	担当	障害福祉課
<p>市では、関係機関と連携しながら、聴覚障害のある人に対する緊急通報装置の貸与のほか、土浦市安心・安全情報メールの配信などを行っています。</p> <p>今後は、平成28年度に発足する「いばらき消防指令センター」が聴覚言語障害のある人に対応する携帯電話やスマートフォン、パソコンの端末から119番通報できる「Web119」を整備し、緊急時等の情報発信・獲得手段の拡充を図ります。</p>			

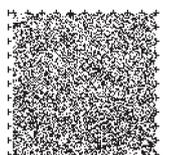


35	「防災の手引き」の活用促進	担当	障害福祉課
<p>市では、障害者団体、つくば国際大学との協働により、障害のある人向けの防災マニュアル「防災の手引き」（音声・点字対応あり）を作成し、障害者手帳所持者、地区長、民生委員・児童委員等に配付するとともに、市ホームページ等にも掲載しています。「防災の手引き」には「安心カード」を組み込み、緊急時に必要な情報を記載するよう、活用を呼びかけています。</p> <p>今後は、「防災の手引き」を障害福祉課、高齢福祉課に配置し、障害のある人が災害に備えられるよう知識の普及に努めます。また、大規模な地震などの災害発生に備え、災害時避難行動要支援者のための避難所の確保や避難経路の周知等に努め、避難マップは、福祉マップの作成と併せて作成することを検討します。</p>			

36	自主防災組織の育成等	担当	総務課
<p>市では、災害時における「共助」の考え方の普及啓発を図りながら自主防災組織の必要性を強調し、組織化に向けた働きかけを進めるとともに、自主防災組織の育成・強化に努めています。</p> <p>今後とも、各地域での自主防災組織の一層の充実及び活発化に資する支援を図り、災害時における障害のある人や高齢者への安心・安全につながる支援体制づくりを進めます。</p>			

37	災害時の避難行動支援体制の整備	担当	総務課
<p>市では、地域防災計画の見直しに伴い、庁内関係各課が連携して災害時避難行動要支援者の支援体制づくりを進めています。災害時に自力での避難が困難な人が安全に避難するためには、避難行動に支援が必要な人の状況を把握し、その情報を地域の支援者に提供して速やかな支援にむすびつけることが必要です。</p> <p>今後は、災害時避難行動要支援者避難支援制度の周知を図り、支援対象者・支援者の登録とともに、地域における支援体制の構築に努めます。</p>			

38	防災・災害ボランティア体制の充実	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、市民・地域の防災・災害への対応力を高めるため、「防災ボランティア養成講座」の開催、講座修了生の組織化、既存の防災ボランティアを活用した障害のある人の防災対策支援、災害ボランティア講演会の開催による市民への意識啓発に取り組んでいます。また、災害発生後に災害ボランティアセンターが速やかに設置・運営されるよう、職員で災害ボランティアワーキングチームを結成し、センター設置運営マニュアルの作成、センター設置訓練を実施するなど、平時からの体制づくりに努めるとともに、被災地へボランティアを派遣しています。</p> <p>今後とも、関係機関と連携して地域の防災力を高める取り組みを行うとともに、災害ボランティア活動参加者を対象とする養成講座等を通じたボランティアの育成、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直しなど、災害ボランティア体制の充実に努めます。</p>			



方向3 権利擁護の推進

① 差別解消への取組の促進

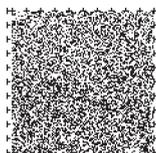
障害者権利条約の批准，障害者差別解消法の成立（平成28年4月施行）など，障害を理由とする差別の完全撤廃をめざす体制が構築されつつあります。

本市においても，学校や職場，地域の中での差別解消に向けた情報提供等に取り組んでいます。

今後とも，精神障害など外からわかりにくい障害への理解促進を含め，障害に対する正しい理解普及に努め，障害のある人への差別と偏見の解消に努めます。

39	障害者差別解消への取組の促進	担当	障害福祉課
<p>障害のある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて，障害のある人への差別解消に関わる啓発及び知識の普及を図り，障害を理由とする差別の解消を促進します。学校における人権教育や福祉教育の推進とともに，職場や趣味・スポーツ活動，地域社会における交流を促し，障害のある人への差別と偏見を解消する働きかけを行っていきます。</p>			

40	精神障害者についての社会的な誤解や偏見の解消	担当	障害福祉課
<p>精神障害のある人の地域生活への移行を促進し，地域住民の理解を深めるため，パンフレットの配布のほか，広報や健康まつりなどの機会を利用した啓発活動，「こころの相談」に取り組んでいるほか，障害者社会参加活動支援事業の実施により，福祉の店ポプラでの精神障害のある人等の雇用並びに社会参加活動への登録・参加による，各種イベント等での出張販売等を実施しています。</p> <p>今後は，障害者社会参加活動支援事業での精神障害のある人等の雇用並びに社会参加活動を継続することにより，精神障害についての正しい理解の普及に努めるとともに，精神障害の正しい理解普及のための研修について効果的な実施方法等を検討します。</p>			



② 権利擁護・成年後見の体制づくり

障害のある人の人権、財産等を守るためには、本人の自己決定能力を引き出す支援及び本人に代わってその権利と財産を守る後見体制の整備・充実が必要です。

市では、社会福祉協議会が設置した「成年後見センターつちうら」と連携することで、市民の権利を擁護する拠点機能を整備しました。

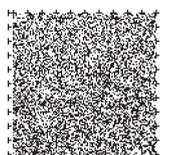
今後は、「成年後見センターつちうら」を中心に、権利擁護・成年後見の体制を充実し、障害のある人が適切に各種支援を利用して生活の安心を確保できるよう図ります。

41	日常生活自立支援事業の実施	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、知的、精神障害のある人や認知症高齢者等で自己決定能力が低下した人に対して、福祉サービス利用支援と日常的金銭管理支援を一体的に行う日常生活自立支援事業を実施しています。平成26年4月に「成年後見センターつちうら」を設置し、支援体制の充実が図られました。</p> <p>今後とも、利用者の増加が見込まれるため、「成年後見センターつちうら」を中心に、民生委員・児童委員等と連携しながら関係機関への周知活動を積極的に行い、潜在化している利用者の発掘と支援の拡充につなげます。</p>			

42	選挙権行使の支援	担当	選挙管理委員会
<p>選挙管理委員会では、郵便等投票を行うことができる重度身体障害のある人などの選挙人に対して、身体障害者手帳等を交付する機会はもとより、広報紙、ホームページの利用などにより郵便投票制度等の情報提供や普及啓発に努め、対象者の選挙権行使の拡大を図っています。</p> <p>今後は、点字や音声メディアによる選挙情報の提供をはじめ、スロープ設置や車いすの配備などによる投票所のバリアフリー化を進めるなど、よりきめ細やかな施策の展開と配慮により、障害のある人の選挙への参加を促進します。</p>			

43	成年後見制度の利用支援と法人後見体制の整備	担当	社会福祉協議会
<p>「知的障害」「精神障害」「認知症」などによって判断能力が不十分な人の権利と財産を守るため、平成26年4月から「成年後見センターつちうら」の運営が開始されました。成年後見制度の相談、申立支援、市民後見人養成講座の開催、法人後見の受任等、成年後見制度利用支援体制を整備し、充実を図ります。</p>			

44	成年後見制度の利用支援	担当	障害福祉課
<p>「知的障害」「精神障害」「認知症」などによって判断能力の不十分な障害のある人や高齢者等の財産管理や契約等の法律行為を保護し支援する成年後見制度の普及啓発を図り、身寄りがないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害のある人や高齢者等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。また、資産状況等により後見人等への報酬の支払いが難しい人を対象に、費用支払いの支援を行います。</p> <p>社会福祉協議会が「成年後見センターつちうら」を設置したことに伴い、同センターと密に連携をとりながら、今後とも、判断能力が不十分な障害のある人について、身寄りがない等の理由により成年後見制度の申立てができない場合に、市長申立及びその後の支援を必要に応じて実施していきます。</p>			

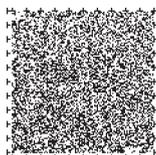


③ 虐待の防止

障害者虐待防止法の施行を受け、市では「土浦市障害者虐待防止センター」を設置し、虐待の防止と発生時早期対応体制を整備しています。

今後とも、「土浦市障害者虐待防止センター」を中心に虐待防止施策の充実を図ります。

45	障害者虐待防止への取組の促進	担当	障害福祉課 社会福祉協議会
<p>障害のある人への虐待を防止するため、「土浦市障害者虐待防止センター」を設置し、24時間体制で障害のある人への虐待に関わる通報の受理、虐待をうけた障害のある人の保護や相談・指導及び助言を行うとともにパンフレットやティッシュ等のノベルティグッズを作成・配布するなど普及啓発に努め、障害者虐待防止体制の充実を図ります。事業者や施設、家庭内における虐待に気づいた場合は、「土浦市障害者虐待防止センター」へ速やかに連絡し、早期対応が図れる体制を、市民とともにつくっていきます。また、福祉サービス事業所に対する障害者虐待防止法への理解促進、虐待防止マニュアルの整備・運用の促進や相談対応に取り組みます。</p>			



基本目標2 どの子どもいきいきと育つまちづくり

障害は誰にもひとつとではなく、早期発見・早期対応が重要です。特に、発達に心配や不安のある子どもが増える中で、早期の療育（医療と教育による個別指導）の重要性が高まってきました。

障害のある子ども一人ひとりの状況に即した支援（学校生活の支援や学習サポート）が求められているとともに、子どもたちが障害のある・なしに関わらず、学校や地域の中でともに学び、遊び、豊かな人間関係をつくっていけるような環境づくり、療育から学校生活、卒業後へと円滑につながる支援体制の確立が求められています。また、障害のある子どもを育てる保護者が安心して仕事と育児を両立できるような支援も重要です。

障害への早期対応とともに、「どの子どもいきいきと育つまちづくり」に向けて、次の施策に取り組みます。

方向1 障害への早期対応

市民の心身の健康づくり支援、母子保健の充実などにより、障害の早期発見・早期対応に努めます。

基本施策

- ① 健康づくり支援施策の推進
- ② 母子保健の推進

方向2 療育・教育の充実

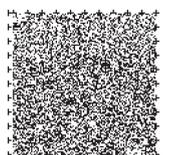
療育体制の充実を図り、障害のある子どもや発達に不安のある子ども、その家族への支援を強化します。

学校等においては、教育機関、保健機関、地域等の連携により、障害のある子どもがともに学べる教育環境づくりを進めるとともに、一人ひとりの個性に応じた保育・教育を推進し、就学前から学齢期、就労までの切れ目のない一貫した支援を行います。

また、障害のある子どもが安心して通える保育や放課後の居場所づくりなど、子育て支援の充実を図ります。

基本施策

- ① 療育体制の充実
- ② 学校生活の充実
- ③ 子育て支援の充実



方向 1 障害への早期対応

① 健康づくり支援施策の推進

学校保健，市民向けの健康診断・各種健診，健康相談等の健康づくり支援施策は，障害の早期発見・早期対応，生活習慣の改善などの重要な機会となります。

市では，ホームページから検診の申し込みができるようにしたり，健康まつりで各種の情報提供や相談ができるようにするなど健康づくり支援に努めています。また，疾病や事故等により在宅療養している人を対象とする機能訓練を実施しています。

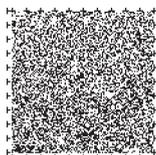
今後とも，各種事業を充実し，障害への早期対応を進めていきます。

46	学校保健事業の充実	担当	学務課
<p>市では，小中学校における健康診断を通じて，児童・生徒等の障害の早期発見，早期対応等に努めています。また，児童・生徒が健康な学校生活を送り，将来の生活習慣病予防にも取り組んでいけるよう，日々の健康チェックや指導を進めています。</p> <p>今後とも，学校保健事業を通じて，早期から生活習慣病予防の意識づけを行い，学齢期から将来にわたる健康づくりの推進を図ります。</p>			

47	健康診査・各種検診事業の充実	担当	健康増進課
<p>市では，障害の発生原因となる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療のために，健康診査及びがん検診など各種検診事業を実施し，受診率向上のため，広報紙やホームページなどを通じて健康診査やがん検診の周知に努めています。平成 25 年度からは，ホームページから直接検診申し込みができるようにし，受診者の利便性の向上を図っています。</p> <p>今後とも，受診率の向上に努め，生活習慣病等疾病の予防を促進します。</p>			

48	健康まつりの開催	担当	健康増進課
<p>市では，市民の健康意識の高揚と少子高齢化等に対応した，各種保健事業・福祉施策等への理解と認識を深めるために，健康まつりを開催し，講演会，各種相談コーナーや展示コーナー等の設置などを実施しています。</p> <p>今後は，市民が健康づくりのために生活習慣改善の必要性を理解し自ら行動変容を実行できる環境づくりのため，保健や医療に関する新しい情報提供の一層の充実を図ります。</p>			

49	機能訓練事業の充実	担当	健康増進課
<p>市では，疾病，事故等により，在宅で療養している 40 歳から 64 歳までの治療終了後訓練又は日常生活のための訓練を必要とする人に対して，心身機能の維持・回復を図り日常生活の自立を助けることを目的に，「ふれあい教室」を実施しています。</p> <p>今後とも，医療機関や茨城県指定地域リハビリテーション広域支援センター，地域リハステーションなどの関係機関との連携を図りつつ，広報紙による周知などを行い，参加者の増加を図ります。</p>			



② 母子保健の推進

妊娠・出産、乳幼児期からの健康づくり支援は、子どもの疾病・障害の早期発見、早期治療・療育のみならず、保護者・家庭の対応力を育むためにも重要です。

本市では、乳幼児健康診査や健康教室、各種相談指導により、これを支援しています。

今後とも、母子保健を通じて、子どもの障害や発達への心配への早期対応を進めます。

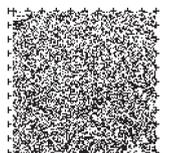
50	乳幼児健康診査の充実	担当	健康増進課
<p>市では、乳幼児の健全な育成のため、乳幼児期における疾病・障害の早期発見、早期治療・療育を目的に、毎月4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。障害の早期発見・早期対応を進めるためにも、受診の徹底を図ることが重要です。</p> <p>今後とも、未受診者に対し健康診査受診勧奨を行い、全乳幼児の状況把握に努めます。</p>			

51	健康教室の開催	担当	健康増進課
<p>市では、妊婦等に対して妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図るため、マタニティ教室・離乳食教室を実施しています。教室では、妊娠届出時の案内、広報やホームページ、みんなの健康づくり便利帳に日程を掲載するなど周知に努め、参加者同士の交流を促進しています。</p> <p>今後とも、周知を継続し、教室参加を勧めていきます。</p>			

52	相談指導事業の充実	担当	健康増進課
<p>市では、乳幼児の発達や育児等に対する保護者の不安の解消を図るため、10か月児育児相談、赤ちゃん身体計測、個別栄養相談等の相談事業を実施しています。</p> <p>今後とも、育児不安の解消等を目的とした母親に対する支援体制を充実します。</p>			

53	家庭訪問指導事業の強化	担当	健康増進課
<p>市では、母子の心身の健康維持のため、保健師の家庭訪問による相談指導を行い、育児不安を訴える事例や虐待の疑いのある事例等については、その家庭の状況を十分に把握するため、定期的な家庭訪問による指導を実施しています。</p> <p>今後とも、マンパワーの確保に努めるとともに、実施にあたっては地域ケアシステム*などの利用により、関係機関との連携を充分にとりながら対応していきます。</p>			

54	各種乳幼児健診後の指導・フォロー体制の充実	担当	健康増進課
<p>市では、発達に特別な支援を必要とする幼児に対して、親子どんぐり教室やすこやか健診等による健診後のフォローに努めています。各健診において、発達面の経過観察を必要とする幼児が増加しており、早期療育相談事業と連携して対応していますが、療育を必要とする幼児とその保護者が、適切な相談・療育が受けられるよう、教室や健診事業の充実、各関係機関との連携を深めていくことがますます重要となってきています。</p> <p>今後とも、各関係機関との連携を強化し、適切な相談・療育が受けられるよう指導体制を充実します。</p>			



方向2 療育・教育の充実

① 療育体制の充実

発達に心配のある子どもが増加し、子どもの発達に不安のある保護者からの相談も年々増加しています。

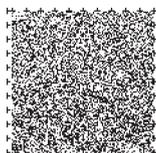
市では、療育支援センター「つくし療育ホーム」「つくし学園」と保健センター内の「早期療育相談」「幼児ことばの教室」を運営し、就学前児童の発達相談、療育、保護者への相談対応などを充実してきました。社会福祉協議会のおもちゃライブラリーは、発達支援とともに障害のある子どもとない子どもの交流の場となるよう検討していきます。

今後は、療育支援センターと「早期療育相談」「幼児ことばの教室」の各機能を統合した（仮称）児童発達支援センターの開設をめざし、対応力の拡充と各機能の強化を図っていきます。

55	療育支援相談業務の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、療育支援センターに療育相談員を配置し、来所による相談、電話相談、保健センターにおける健診時の相談、フォローアップ教室及び市内療育機関に対しての助言・指導、公立保育所巡回指導、幼稚園・学校への訪問指導を行っています。また、一人ひとりの発達状況に応じた療育、一貫した助言・指導が行われるよう、早期療育担当者会議を行い、相談員同士が共通の理解を図る時間を設け、教育委員会等との連携を密にし、適正な療育及び教育が行われるよう努めています。</p>			

56	早期療育支援体制の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、療育支援センターの早期療育相談に臨床心理士・言語聴覚士、幼児ことばの教室に言語聴覚士、つくし療育ホーム・つくし学園に作業療法士を職員として配置しています。</p> <p>今後とも、発達に特別な支援を必要とする児童及びその保護者に対する支援体制の強化に努めていきます。</p>			

57	療育支援センターの運営	担当	障害福祉課
<p>療育支援センターでは、早期療育の拠点施設として、障害の程度に応じて、児童の単独通園及び保護者との同伴通園による療育指導を実施し、自立に向けた発達を支援するとともに、専門的な技術・知識を持ったことばの教室の指導員や早期療育の相談員を配置することにより、児童や保護者のニーズに対応しています。相談件数は増加傾向にあり、機能の拡充が必要となってきました。</p>			



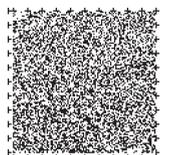
58	つくし療育ホーム事業の充実	担当	障害福祉課
<p>つくし療育ホームでは、児童発達支援として、日常生活における基本的動作の指導や身体の機能を向上させるため、自立に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応に向けた訓練を行っています。</p> <p>今後は、専門の職員（理学療法士）の配置を検討し、また、通園児の保護者に対する療育支援援助のため、研修会を実施していきます。</p>			

59	幼児ことばの教室事業の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、保健センターで「幼児ことばの教室」を運営し、ことばの遅れなど、コミュニケーション等の発達に特別な支援を必要とする幼児に対して、療育指導を実施しています。利用者は年々増加しており、大学院生等を指導員として配置しています。</p> <p>今後は、療育支援センターと同一の建物に配置し、(仮称)「児童発達支援センター」として運営を行い、ことばの遅れのある子どもに対する支援体制の充実に努めます。</p>			

60	つちうらつくし学園における療育指導の充実	担当	障害福祉課
<p>つくし学園では、3歳以上で発達の遅れがある幼児に対して、児童の単独通園や自活に必要な知識や技能を付与又は集団生活への適応に向けた訓練を行っています。療育支援センターを中心とする早期療育相談により、つくし学園の紹介や見学が進み、利用者が増えてきています。</p> <p>今後とも、発達の遅れのある幼児に対する支援体制の充実に努めます。</p>			

61	(仮称)児童発達支援センターの開設	担当	障害福祉課
<p>療育支援センター「つくし療育ホーム」「つくし学園」と保健センター内の「早期療育相談」「幼児ことばの教室」を統合した機能をもたせた(仮称)「児童発達支援センター」を開設し、障害のある子ども及び発達に特別な支援が必要な児童等への支援を行い、地域における療育支援の中核的な役割を担います。</p>			

62	おもちゃライブラリーの運営	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、障害のある子ども向けのおもちゃの製作と貸出を行い、それぞれの子どもの発達促進を図っています。ライブラリーの周知に向けては、市内小中学校の特別支援学級等におもちゃの貸出し用カタログを配布しています。利用者の増加を目的として、平成26年度にライブラリーの場所を新治総合福祉センターに移転したことで、利用者が増えてきています。</p> <p>今後は、障害のある子どもを持つ家庭への周知活動を進めていくとともに、ライブラリーが障害のある子どもとない子どもの交流の場となるよう検討します。</p>			



② 学校生活の充実

障害のある・なしに関わらず、どの子どもも心豊かな学校生活を望んでいます。

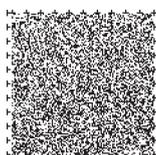
市では、特別支援教育コーディネーターを中心とする幼稚園、小・中学校における指導体制の充実、学校のバリアフリー化などを進めています。発達段階に応じた対応としては、就学相談や相談支援ファイルの作成を行っています。

今後とも、教職員向けの研修や専門家による巡回指導など教職員の対応力を高める支援を充実するとともに、教育面での相談支援ファイルと福祉サービス利用に係るサービス等利用計画の連結化を進めるなど、医療、福祉、教育をはじめ多くの機関が連携してライフステージに応じた切れ目のない支援の実現をめざします。

63	障害児教育の充実	担当	指導課
<p>市では、発達障害のある幼児・児童・生徒への対応体制を充実するため、障害児教育に関する講演会、合同研修会、小中学校特別支援学級合同校外学習等を開催するとともに、一人ひとりに応じた個別指導計画・教育支援計画を策定し、特別支援教育を推進しています。また、障害の種類や程度に応じた適切な教育を行うため、早期療育支援事業との連携、特別支援学校の「特別支援教育地域相談センター」における相談や、市特別支援教育推進事業の「巡回相談」を実施しています。そこでは、本人への対応とともに保護者に対する指導・支援、地域の理解を促す取り組みも重要です。</p> <p>今後とも、学校における障害児教育の充実を図るとともに、個別の教育支援計画としても利用できる「相談支援ファイルつちうら」が有効に活用されるように、特別支援教育コーディネーターによる地域・保護者への助言等を行っていきます。また、市特別支援教育推進事業における連携協議会においても、障害児教育の充実がさらに図れるように、教育、保健、福祉等の関係機関が連携して一貫した支援を行うための方策を検討していきます。</p>			

64	市立幼稚園への特別支援教育支援員の配置	担当	学務課
<p>市では、市立の幼稚園で障害のある子どもを受け入れていけるよう、支援及び介助を必要とする子どもに対し、特別支援教育支援員を配置しています。</p> <p>支援等が必要な園児は年々増えてきていることから、今後も必要に応じて支援員を配置して、園児が安心して幼稚園生活を送れるよう、支援・介助の充実をめめます。</p>			

65	就学相談の実施	担当	学務課 指導課
<p>市では、「土浦市教育支援委員会」において、障害のある次年度の就学児の生育歴・家庭環境・保護者の希望などを踏まえ、就学先について総合的に判断し、保護者と十分話し合いながら就学先について決定しています。</p> <p>また、就学児の保護者が就学について電話などでの相談ができるよう、今後も「土浦市教育支援委員会」を中心に各機関との連携を強化し、継続的な就学相談及び支援体制の充実を図っていきます。</p>			

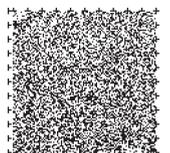


66	特別支援教育コーディネーターの配置	担当	指導課
<p>市では、各小中学校、幼稚園に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内における特別支援教育を推進するとともに、保護者や学級担任の相談窓口、地域の関係機関との連携や調整を行い、支援を必要とする子どもを幼稚園・学校・家庭・地域・関係機関が一体となって支える体制づくりを進めています。</p> <p>今後は、小中一貫教育を進める中で、特別支援教育推進体制をつくり、支援を必要とする児童・生徒の共通理解と共通実践を進めます。定期巡回相談において、巡回相談員による特別支援教育コーディネーターへの助言も継続的に行っていきます。</p>			

67	教職員等の障害児教育研修の充実	担当	指導課
<p>市内の公立・私立幼稚園・学校・保育所・療育機関等で障害のある子どもに関わる職員の専門性の向上と障害のある子どもへの指導の充実を図るため、特別支援学級担任だけでなく、通常の学級を担当している教員や、保育士、幼稚園教諭を対象として、障害児教育研修を行うとともに、相談支援ファイルの活用、巡回相談についての共通理解を進めています。</p> <p>今後は、発達に関する検査経験が浅い教員に対して、巡回相談員が検査に同行するなどして検査技術の向上を図ります。また、検査結果の読み取り方と実践への活かし方について、各校特別支援教育コーディネーターが中心となり、通常学級の担任等の理解を広めていきます。</p>			

68	小・中学校への特別支援教育支援員の配置	担当	学務課
<p>市では、障害のある児童・生徒の学校生活での支援及び介助を行うために特別支援教育支援員を配置するとともに、教室間の移動支援等については、社会福祉協議会の友愛サービス（有償ボランティア）等により対応しています。支援等が必要な児童・生徒は年々増えてきていることから、今後とも必要に応じて支援員の配置及び社会福祉協議会等のサービスを活用しながら、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、支援・介助の充実に努めます。</p>			

69	学校施設のバリアフリー化の推進	担当	教育総務課
<p>障害のある子どもが支障なく学校生活を送れるよう、人にやさしいまちづくり計画に基づき、スロープ、多目的トイレ、身体障害のある人用駐車スペース等の設置、校舎昇降口動線のバリアフリー化を行い、学校施設のバリアフリー化を推進しています。</p> <p>今後とも、学校施設の新增改築・大規模改造に際しては、ハートビル法等の関係法令に基づきバリアフリー化対応を実施していきます。バリアフリー化の設計は十分検討し、工事に活かしていけるよう図ります。</p>			



70	ライフステージに応じた切れ目のない支援の実現	担当	障害福祉課
<p>市では、障害福祉課と教育委員会と連携して相談支援ファイルを作成し、希望する保護者等が利用できるように教育委員会ホームページやことばの教室、早期療育相談室、療育支援センター等に設置するとともに児童福祉法等に基づく障害児相談支援による障害児支援利用計画等に相談支援ファイルと同様の事項を記載しています。</p> <p>発達に特別な支援を要する児童が成長していく過程では、医療、福祉、教育をはじめ多くの機関が連携してライフステージに応じた適切な支援を実施していく必要があります。</p> <p>今後は、障害児支援利用計画及びサービス等利用計画と連動するファイルを作成し、障害や発達に不安のある子どもの就園・就学・進学・卒業後等における情報の引き継ぎを強化していきます。</p>			

③ 子育て支援の充実

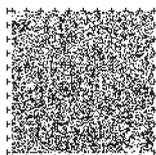
障害児保育や放課後支援対策は、障害のある子どもの日中の居場所づくり及び、障害のある子どもを育てる家族・家庭の支援に重要です。

市では、保育園や普通小学校の放課後児童クラブにおいて障害のある子どもの受け入れを行っているほか、児童発達支援及び放課後等デイサービス等の福祉サービスの充実に努めています。

今後は、療育関係機関や子育て支援センター、学校、福祉サービス事業所、地域サロン等との連携を強化し、子どもの居場所づくりと障害のある子どもを育てる保護者への支援を充実していきます。

71	障害児保育の充実	担当	こども福祉課
<p>市では、障害児保育のニーズの高まりに対応するため、保育士の障害児保育研修等による個々のスキルアップを図るとともに、療育相談員による巡回指導を依頼し、障害の状況に応じたきめ細かい保育を実施し、障害児保育の質の向上及び受入体制の充実に努めています。個別の指導を必要とする児童は年々増え、対応する保育士の確保などが難しくなっていますが、今後とも、障害のある子どもの受入体制の充実に努めます。</p>			

72	就学障害児の放課後支援対策の充実	担当	障害福祉課
<p>障害のある子どもの日中活動支援として、児童福祉法による児童発達支援（未就学児対象）と放課後等デイサービス（小中高の児童・生徒対象）等があります。また、一時的な対応は、地域生活支援事業の障害者（児）一時介護事業及び日中一時支援事業で行っています。</p> <p>普通小学校等で実施されている放課後児童クラブにおいても、障害のある子どもの受け入れを行っています。</p> <p>今後とも、子どもの年齢や心身の状況、本人・保護者の希望により、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）や放課後児童クラブなどを利用できるように、支援体制の充実に努めていきます。</p>			



基本目標3 就労や多様な社会参加の促進

障害のある人は、若い人を中心に就労意向を持つ人が多く、経済的な自立と生きがいのある生活に対する強い希望がみられます。職業訓練や求職に対する支援、体調などにより働く日時を調整できること、職場における理解の促進が求められています。

社会的にも一般就労への移行が方向づけられており、多くの企業が立地する本市においては、ハローワークをはじめとする就労支援機関と連携して、障害のある人の雇用を拡充していくことが期待されています。また、障害のある人が安心して作業することができる福祉的就労の環境の維持・充実も求められています。

また、スポーツ・レクリエーション教室への参加者の増加もみられるなど、生涯スポーツ・生涯学習活動への参加機会の充実も期待されています。

就労や多様な社会参加の促進について、次の施策に取り組みます。

方向1 就労支援と働く場づくり

誰もがその人らしく自立した生活を営めるよう、ハローワークや就労支援事業所、経済団体や市内企業などとの連携を強化し、一般就労の促進、福祉的就労の場の充実により、働く場の確保と仕事の創出、雇用・就労の促進を図ります。

また、障害の状況に応じた多様な作業訓練、職業訓練等の日中活動の場、地域生活支援の場を確保します。

基本施策

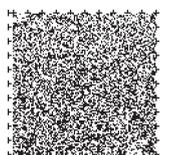
- ① 一般就労の支援
- ② 福祉的就労の場の提供

方向2 生きがいのある生活支援

余暇活動等は生活の質を向上させる上で重要であり、スポーツや生涯学習、文化活動等への多面的な支援を行うことで、障害のある人の社会参加促進に努めます。

基本施策

- ① スポーツ・レクリエーション活動の支援
- ② 生涯学習活動の支援
- ③ 社会参加の促進



方向 1 就労支援と働く場づくり

① 一般就労の支援

障害のある人の自立を進めるため、一般就労への移行、企業による障害者雇用の促進が求められています。

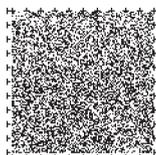
市では、障害者就業・生活支援センターの活用、ハローワーク土浦との連携などにより就労への準備、求人・求職相談、就労定着などを支援する体制を整備しています。

今後とも、障害のある人の一般企業での就労（雇用）が進み、安心して働き続けることができるよう、一般就労希望者への支援、事業主が理解と対応力を高めるための支援の充実に努めます。

73	障害者就業・生活支援センター等の活用	担当	障害福祉課
<p>障害者就業・生活支援センターでは、就労を希望する障害のある人に対して、就業に関する相談及び助言、就業に伴う生活相談及び情報の提供、就業準備のための基礎訓練や職場実習などのあっせん、雇用後の安定した生活が送れるように継続的な職場への定着支援等を行っています。市では、就労希望のある障害のある人のために障害者就業・生活支援センターを活用していきます。</p>			

74	ハローワーク土浦等関係機関との連携による就労支援体制の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人の一般就労及び市内事業所による障害のある人の雇用の促進するため、就労移行支援事業等、訓練等給付の支給決定や障害者手帳未所持者に関する相談に応じるなど、ハローワーク土浦等関係機関と連携して支援を実施しています。また、土浦市地域自立支援協議会をベースにハローワーク土浦等と障害のある人の就労に関する課題に関しての協議・検討を行っています。</p> <p>今後とも、ハローワーク土浦等、関係機関と連携を図りながら、障害のある人の雇用促進に向け、情報の共有化や各種事業等の周知に努めます。</p>			

75	障害者雇用の促進と事業主等への支援	担当	障害福祉課
<p>障害者就業・生活支援センター及びハローワーク土浦、障害者職業センター、就労移行支援事業所、特別支援学校等の連携により、一般の事業所による障害のある人の雇用の促進するため、雇用主や従業員が障害のある人への理解を深めることができるよう、企業向けの情報提供や相談に対応するとともに、インターンシップ*やトライアル雇用*等の就労（雇用）への導入支援、ジョブコーチ*をはじめとする就労（雇用）後の支援の充実に努めます。</p>			



② 福祉的就労の場の提供

障害のある人の就労では、福祉的就労の場を確保していくことも重要です。

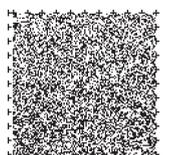
市では、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練等の取り組みの充実を図るとともに、福祉の店の活用、障害者就労施設等からの物品購入を通じて仕事づくりを支援しています。

今後とも、就労継続支援事業所等と連携して、賃金などの待遇向上、障害の特性や志向などに応じた仕事の確保など、障害のある人が安心して生きがいをもって働くことができるような支援の充実に努めます。

76	福祉の店を活用した就労支援の充実	担当	障害福祉課 社会福祉協議会
<p>市では、障害のある人の就労や社会参加を目的に、福祉の店ポプラを拠点に社会参加活動支援事業を実施しています。また、各種イベント等での販売活動を通じて、就労に向けての意欲向上と障害のある人の手作り品の販路拡大、障害のある人の雇用の機会増大を図っています。福祉の店ポプラは、市役所新庁舎へ出店します。</p> <p>今後とも、社会参加活動支援事業を通して、障害のある人の参加による、販売活動を継続し、就労に向けた体験や意欲の向上、障害のある人の雇用に向けた取り組みを推進していきます。</p>			

77	つくしの家における就労支援の実施	担当	障害福祉課
<p>つくしの家では、就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練（生活訓練）等により、知的障害のある人の福祉的就労の実施及び就労に向けた訓練等を実施しています。</p> <p>今後とも、就労に向けた訓練等により、福祉的就労を希望する知的障害のある人を対象として、障害福祉サービスを実施していきます。</p>			

78	障害者就労施設等からの物品購入等の促進	担当	障害福祉課
<p>市では、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の受注の機会を確保する物品又は役務の調達を行っています。</p> <p>今後とも、調達の方針、調達目標額や物品等の調達方法を定め、円滑に発注ができるよう調達の推進を図っていきます。調達実績については毎年公表します。</p>			



方向2 生きがいのある生活支援

① スポーツ・レクリエーション活動の支援

社会福祉協議会や各種関連団体と連携して、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、障害者（児）スポーツ大会や「かすみがうらマラソン」における障害者レースを開催するなど、スポーツからのノーマライゼーションの推進に取り組んでいます。

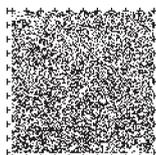
今後とも、市民の理解と協力を得ながら、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動が一層広がっていくよう支援していきます。

79	障害者（児）スポーツ大会の開催	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人が「完全参加と平等」のもと、スポーツを通して体力の維持向上を図るとともに、障害のある人と地域社会との交流を促進し、市民に対する障害のある人への理解と関心を高めるため、年1回、障害者（児）スポーツ大会を開催しています。</p> <p>今後とも、競技の内容等を検討しながら、より多くの障害のある人や大勢の市民がボランティア等として参加できる大会となるよう、運営方法等について検討していきます。</p>			

80	かすみがうらマラソンにおける障害者レースの充実	担当	スポーツ振興課 社会福祉協議会
<p>市では、大会テーマの一つである「体験する福祉・ノーマライゼーションの実践」の更なる充実を図るため、視覚障害のある人（伴走ボランティアを含む）が参加する「国際盲人マラソンかすみがうら大会」「車いすフルマラソン」を開催しています。国際盲人マラソンかすみがうら大会は、国際パラリンピック委員会の公認大会としてロンドンパラリンピックの国内最終選考レースとなるなど、ますます充実しています。障害者スポーツは、障害のある人の社会参加と市民の理解を深める上で重要であり、東京パラリンピックに向けてさらに活性化していくことも期待されています。</p> <p>今後は、国際盲人マラソンかすみがうら大会の規模拡大を図るため、会場やコースを整えるとともに、参加ボランティアの増員を図ります。車いすマラソンについても実施していきます。</p>			

81	レクリエーション等の開催	担当	障害福祉課
<p>市では、社会福祉協議会や障害者団体等が開催する交流キャンプ、講演会などの開催を支援しています。障害のある人やその家族が参加しやすい魅力のある内容にするとともに、ボランティアが参加しやすい環境整備に努め、ボランティアの協力を得ながら、各種スポーツ・レクリエーション等事業の充実に努めます。</p>			

82	公共スポーツ施設の使用料の減免	担当	スポーツ振興課
<p>市では、障害のある人に対して霞ヶ浦文化体育施設使用料の減免を行うとともに、その他の公共スポーツ施設についても、使用料等の減免措置を講じています。</p> <p>今後は、利用者の増加を図るため、一層の制度周知を図っていきます。また、減免措置のとれる施設の拡充をめざします。</p>			



② 生涯学習活動の支援

障害のある・なしに関わらず文化的な活動に取り組める環境づくりが求められています。

市では、文化関連施設のバリアフリー化、点字・録音による図書の充実、文化講演会等における手話通訳・要約筆記対応などを行っています。

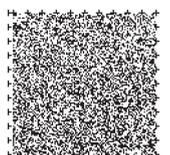
今後とも、市民の理解と協力を得ながら、障害のある人の生涯学習活動が一層広がっていくよう支援していきます。

83	公共文化施設の入場料の減免等	担当	文化課
<p>市では、市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館）において、障害のある人が入館する際の入館料全額免除や館内用車いすの貸出しを実施しています。</p> <p>今後とも、障害のある人のための設備充実や表示・案内などの充実に努め、バリアフリーを推進します。</p>			

84	図書館等利用における利便性の向上	担当	生涯学習課
<p>市では、障害のある人への図書の郵送サービスにおいて、「点字資料」「広報点字版」「声の広報」を作成し、郵送貸出の体制を整えるなど図書館等の視聴覚資料や備品の充実を図っています。</p> <p>今後とも、現図書館においては、サービス計画に基づき、現状のサービスを実施します。また、新図書館の整備計画の中で、障害のある人が利用できるような設備の導入を含めた設計を行うとともに、多様な資料の収集・提供や、障害者サービスに係るボランティアの育成を図ります。</p>			

85	生涯学習関連施設の整備	担当	生涯学習課
<p>市では、障害のある人の生涯学習活動を支援するため、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」に基づき、公民館入口扉の自動ドアへの改修、点字誘導ブロックの敷設、障害者用トイレの改修など生涯学習関連施設のバリアフリー化を図っています。</p> <p>今後は、施設の老朽化に対して建替え等を行っていく際に、施設ごとにバリアフリー関係設備の更新を推進していきます。</p>			

86	障害者が参加できる生涯学習講座の開催	担当	生涯学習課
<p>文化講演会においては、手話通訳者及び要約筆記者を依頼して実施しています。</p> <p>今後は、文化講演会以外の生涯学習講座等について、障害のある人も参加しやすい環境づくりに努め、手話通訳者・要約筆記者等の派遣については、関係部署と連携し、講座等参加者の要望にできるだけ応じられるように調整していきます。</p>			



③ 社会参加の促進

障害のある・なしに関わらず自ら積極的に社会参加していくことのできる環境づくりが求められています。障害者団体は、障害のある人のみならず社会が「バリアフリー」をめざす上でも重要な情報交流機能があり、活動の活性化が期待されます。

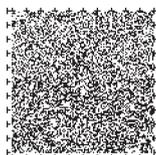
市では、障害者団体や障害者福祉施設、社会福祉協議会などと連携して、障害のある人の社会参加、地域活動の促進に取り組んでいます。

今後とも、障害者団体の活動支援、イベント等を通じた社会参加機会の確保を進めるとともに、誰もが参加しやすい地域づくりを進めるなど、市民の理解と協力を得ながら、障害のある人の社会参加、地域活動への参加が一層広がっていくよう支援していきます。

87	地域活動の促進	担当	障害福祉課
<p>障害者団体等による「障害児（者）を励ます新年の集い」などの障害のある人の相互交流活動を支援しています。「障害児（者）を励ます新年の集い」は、毎年恒例行事として障害のある人やその家族等の多数の参加があります。</p> <p>今後とも、「障害児（者）を励ます新年の集い」等の開催を支援し、障害のある人やその家族の各種行事への参加促進を図るとともに、障害のある人の地域行事への参加やボランティア活動に対する支援策を充実していきます。</p>			

88	障害者（児）福祉団体活動の支援	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、障害のある人、家族、支援者などで構成される市内の障害者団体に対して、補助金を交付し、活動を支援しています。</p> <p>今後とも、障害者団体の主体性を尊重しながら、地域活動を支援します。情報交換、情報取得のためには当事者組織として障害者団体の役割は重要であり、市や社会福祉協議会との連携強化、団体間の交流促進を図ります。また、障害のある人や家族に団体への新規入会を促進するため、情報発信に努めます。</p>			

89	福祉の店を拠点とする社会活動支援の充実	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、福祉の店「ポプラ」（ウララ店、中央店）を運営し、市内外の社会福祉施設等で制作した作品（工芸品、パンや菓子など）を販売しています。福祉の店は、障害のある人の就労訓練、社会参加活動及び地域交流の拠点として活用されています。また、産業祭、キララまつり、健康まつり、カレーフェスティバル等のイベントで手作り品等を展示即売し、販路を確保するとともに、障害のある人が活躍する機会を広げています。</p> <p>今後は、現在ウララ2の4階にある「ポプラ」を、より集客力のある市役所新庁舎へ移設し、授産品等売上げの増加とそれに伴う障害のある人の収入の確保、社会参加機会の拡充を図ります。</p> <p>今後とも、福祉の店を拠点とする社会活動支援を充実していきます。</p>			



基本目標4 総合的な福祉サービスの提供

障害のある人が、地域の中で安心して自分らしい生活を送っていくことができるよう、必要なサービス等を必要に応じて利用していただける体制づくりが進められています。そこでは、本人が主体的にサービスを選択していただけるよう、情報提供や相談支援の体制を充実していく必要があります。

必要な支援は、障害の特性や年齢などによって異なり、障害のある人の増加とともに、知的障害、精神障害、発達障害、難病など外からわかりにくい障害への対応、障害のある人や家族の高齢化、障害の重度化への対応などが課題となってきています。

障害のある人が自分らしい生活を実現していくためには、本人はもとより家族、学校、地域での生活の安心を支える環境づくりも課題です。そこでは医療・教育・福祉・就労等の各分野が連携して支援体制を構築していくことが求められます。

総合的な福祉サービスの提供に向けて、次の施策に取り組みます。

方向1 サービス提供の基盤整備

自らが利用できる制度やサービス等に関する情報を確実に入手し、自己決定によるサービス利用が適切に展開するよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

また、福祉サービス等を支える人材の確保・育成に努めます。

基本施策

- ① 情報提供の充実
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 人材の確保と育成

方向2 福祉サービスの提供

障害のある人の地域での安定した暮らしを支えるサービスを計画的に提供していきます。地域での自立した生活の実現に向け、在宅生活を支える各種サービスの充実を図るとともに、生活安定のための施策推進に取り組みます。

基本施策

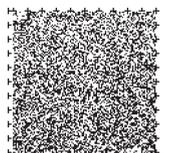
- ① 計画的なサービス提供の推進
- ② 在宅生活の支援【日中活動等】【訪問系】【安心】【行動支援】【住まい】
- ③ 生活安定のための施策推進

方向3 一体的な支援ネットワークの強化

土浦市地域自立支援協議会をベースに、切れ目のない総合的な支援ネットワークづくり、参加と協働の体制づくりを進めます。

基本施策

- ① 地域生活支援体制の充実
- ② 参加と協働の体制確保



方向 1 サービス提供の基盤整備

① 情報提供の充実

障害のある人が、社会参加や制度・サービスの利用を円滑に行うためには、必要な情報を的確に入手できることが重要です。

市では、障害別の福祉ガイドを作成するとともに、広報やホームページで新しい情報を提供するようにしています。

今後とも、福祉ガイドや広報、ホームページ等による情報提供の充実を図るとともに、福祉マップの作成を進めるなど、より利便性の高い情報づくりに努めます。

90	障害者関連の総合的情報提供の充実	担当	障害福祉課
<p>障害者福祉関連情報は、障害者手帳交付時等に障害別の福祉ガイドを提供し、毎年障害者手帳所持者に障害者（児）福祉サービスのパンフレットを配付するとともに、市ホームページ等において、随時お知らせを掲載しています。</p> <p>今後とも、障害者（児）福祉サービスのパンフレットによる情報提供、市ホームページ等におけるタイムリーでわかりやすい情報発信に取り組むとともに、必要な情報を的確に入手することができるよう、窓口での説明や情報選択の支援、障害者団体等との連携によるきめ細やかな利用者本位の情報提供の充実を図ります。</p>			

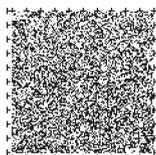
91	福祉マップの作成・配布	担当	障害福祉課
<p>障害のある人が安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時においては避難マップとなるよう、公共施設・民間施設のバリアフリー化や環境整備の状況を掲載した福祉マップを作成し、市ホームページ等に掲載するなど、安心して安全な生活に向け災害時にも活用できるようにします。</p>			

② 相談支援体制の充実

障害のある人の生活の安心、本人の主体的な福祉サービス利用を支える相談支援体制の充実が求められています。

市では、相談支援事業所や障害者相談員等と連携して相談窓口の確保と相談支援ネットワークの充実を図るとともに、保健福祉総合システムを整備するなど、市の相談対応体制の円滑化を進めています。

今後とも、基幹相談支援センターを中心にきめ細やかで円滑な相談支援ネットワークづくりを進め、多様な相談への対応や計画相談の推進に努めます。



92	相談体制の充実	担当	障害福祉課
<p>市障害福祉課に専門的な知識・技術を持った社会福祉士・精神保健福祉士の職員を配置しています。また、相談窓口として基幹相談支援センター（社会福祉協議会）、身体障害者相談員・知的障害者相談員、相談支援事業所があります。障害のある人及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、適切な支援計画等の作成を実施するなど相談支援事業の充実を図っています。</p> <p>今後とも、障害のある人が地域の中で安心して暮らせるよう、基幹相談支援センター及び指定相談支援事業所と連携して、障害のある人及びその家族等に必要な情報の提供や助言を行うとともに、相談者本人の自己決定を尊重した支援をめざしていきます。</p>			

93	保健福祉総合システムの整備	担当	障害福祉課
<p>障害者相談業務では、市民サービスを向上するため、窓口や電話相談において、関係福祉各課の情報を共有する保健福祉情報のシステム化を推進しています。</p> <p>今後は、社会保障・税番号制度関連四法に基づく個人番号システム等の整備、市役所新庁舎整備に伴う各種システムの更新などを機に、情報セキュリティを確保しながら、福祉総合窓口における情報の共有化を進め、福祉各部門の手続きの円滑化や横断的な相談支援体制の充実など、市民サービスの一層の向上に努めます。</p>			

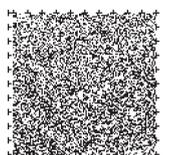
94	基幹相談支援センターの運営	担当	障害福祉課 社会福祉協議会
<p>基幹相談支援センターは、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援の実施及び地域の相談機関との連携強化の取り組み等を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担います。障害のある人本人の自己決定を尊重した支援をめざしていきます。</p>			

③ 人材の確保と育成

障害種別等の多様化や増加に伴い、各々の特性や支援ニーズに応えるため、専門的な支援からボランティアまで、多様な人材を育成・確保していくことが課題となっています。

市では、各種専門人材を確保し、また、市職員一人ひとりの対応力向上に向けた研修等を実施するとともに、社会福祉協議会と連携して、各種ボランティア人材の養成に努めています。

今後とも、各種人材を育成し、多様化・増加する支援ニーズにきめ細かく応えていくことのできる体制づくりを進めます。



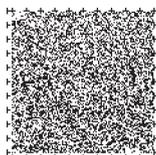
95	人材の確保	担当	人事課
<p>市では、障害のある人のライフステージに応じたきめ細かいサービスを提供するために、社会福祉士・精神保健福祉士・理学療法士・作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士などの人材確保に努めています。</p> <p>今後とも、将来に向けて福祉部門における様々なニーズに適切かつ早急に対応できる体制を充実していくため、実情に応じた福祉職の人材確保に努めます。</p>			

96	ボランティア派遣事業の充実	担当課	社会福祉協議会
<p>ボランティアセンターは、各福祉団体の会合やスポーツ大会、交流キャンプ、おもちゃライブラリーなど障害者団体の事業等へのボランティアや視覚障害のある人の外出を支援する「ガイドボランティア」を要請に応じて派遣しています。また、ボランティア団体に対し、多様な障害のある人に対する理解を深める機会や研修の機会を提供しています。</p> <p>今後とも、多様なニーズに対応できるよう、ボランティアの発掘、育成に努め、新たな担い手を養成するとともに、活動者が知識や技術を高めていけるよう支援していきます。</p>			

97	地域介護ヘルパー養成講座の開催	担当	社会福祉協議会
<p>助け合い、支え合う地域社会づくりを進める地域のボランティアの養成のため、地域介護ヘルパー養成講座を開催しています。</p> <p>今後は、身近に取り組める内容を取り入れ、ボランティア活動のきっかけづくりを行っていくとともに、ボランティア活動につながる情報発信を強化していきます。</p>			

98	ガイドボランティアの養成・派遣	担当	社会福祉協議会
<p>視覚障害のある人の外出・移動を支援するガイドボランティアの養成及び派遣を実施しています。また、ガイドボランティア養成講座の内容を充実させるとともに、障害のある人の余暇活動や行事等をサポートするための養成講座を開催しています。</p> <p>今後とも、障害のある人のニーズに対応できる登録ボランティアの増加を図ります。また、登録ボランティアのスキルアップ研修に利用者と顔を合わせる機会を設けるなど、信頼関係を築きながら支え合う関係を広げていけるよう図っていきます。</p>			

99	市職員研修の充実	担当	人事課
<p>障害のある人や高齢者への理解を深め、市の役割を認識するための研修として、新任職員を対象に市内の福祉施設体験学習を継続します。</p> <p>さらに、障害のある人や高齢者への対応の改善・向上を図るため、接遇研修や認知症サポーター*養成研修等の各種研修の充実に努めます。</p>			



方向2 福祉サービスの提供

① 計画的なサービス提供の推進

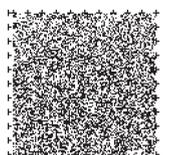
障害福祉計画（第5章）に基づき、障害者総合支援法による障害福祉サービス、児童福祉法によるサービス、地域生活支援事業の計画的な確保・提供に努めます。

制度に基づくサービス利用については、高齢者の増加により介護保険サービスとの調整が必要となっており、適切な利用のあり方を検討していくこととします。

100	障害福祉サービスの充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人が、安心して自分らしく生活していくための支援として、自立支援給付の適正な支給に努めています。障害福祉サービスについては、「土浦市障害福祉計画」に基づき、サービス提供体制の充実を推進しています。</p> <p>今後とも、障害のある人が、身近な地域で必要な時に必要なサービスを受けることができるようサービス量を確保していくとともに、障害の特性に応じた専門的な支援が提供できるよう努めます。</p> <p>さらに、「土浦市障害福祉サービス事業所連絡会」の勉強会を通して、良質なサービスを提供するため、情報を共有しながら、人的交流を図ります。</p>			
<p>【自立支援給付の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの提供（介護給付費，訓練等給付費等の支給） ・機能を補完・代替する補装具の交付・修理（補装具費の支給） ・障害に係る医療支援（自立支援医療費等の支給） ・その他の支援（サービス等利用計画作成費，高額障害福祉サービス費，特定障害者特別給付費等の支給） 			

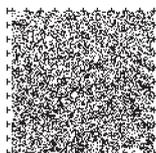
101	障害児通所支援の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある子どもが、安心して生活していくための支援として、児童発達支援や放課後等デイサービス等、自立支援給付の適正な支給に努めています。障害のある子どもの福祉サービスについては、「土浦市障害福祉計画」に基づき、サービス提供体制の充実を推進しています。</p> <p>今後とも、障害のある子どもが、身近な地域で必要な時に必要なサービスを受けることができるようサービス量を確保していくとともに、障害のある子どもの特性に応じた専門的な支援が提供できるよう努めます。</p>			

102	地域生活支援事業の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人が、地域の中で安心して自分らしく生活していけるよう、地域の実情に合わせて地域生活支援事業を整備し、「土浦市障害福祉計画」に基づき、相談支援事業，日中一時支援事業，日常生活用具給付事業，移動支援事業，地域活動支援センター事業，生活支援事業等を実施しています。</p> <p>今後とも、支援ニーズを的確に把握しながら、必要なサービスの確保を図っていきます。</p>			



103	相談支援事業の充実	担当	障害福祉課
<p>「計画相談支援」及び「障害児相談支援」は、障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するうえで必要な、ケアマネジメントの結果等を反映したサービス等利用計画、障害児支援利用計画を作成する支援で、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業者が行っています。</p> <p>「地域移行支援」及び「地域定着支援」は、入所施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活を継続していくための支援で、指定一般相談支援事業者が行っています。</p> <p>市は、地域生活支援事業の一環として、判断能力が不十分な人に代わって障害福祉サービスの利用契約等が適切に行われるように支援する「成年後見制度利用支援事業」、市及び相談支援事業所は障害のある人の福祉に関する様々な問題に対応する「障害者相談支援事業」を実施しています。</p> <p>今後とも、障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、各事業者と連携し、各種相談業務を実施していきます。</p>			

104	介護保険サービスとの調整	担当	障害福祉課
<p>市では、障害福祉サービスの利用者が介護保険へ移行する際は、高齢福祉課等と密に連携をとり、その人の状況に応じたサービスの円滑な提供ができるようにしています。</p> <p>障害のある人の高齢化、障害者手帳を取得する要介護高齢者の増加などにより、介護保険サービスと障害福祉サービスの調整が課題となっています。</p> <p>今後とも、利用者本位であることを基本に、高齢福祉課や介護支援専門員（ケアマネジャー）等、関係機関と連携して、障害福祉サービスと介護保険サービスの適切な運用を図っていくとともに、制度改正に対応できる体制づくりについても協議していきます。</p>			



② 在宅生活の支援

障害のある人の在宅生活を支えていくためには、障害福祉サービス、地域生活支援事業、その他の支援を組み合わせ、きめ細かな支援を実現していく必要があります。

市では、障害者自立支援センター、つくしの家、地域活動支援センターを拠点として、社会福祉協議会や市内障害福祉サービス事業所等と連携した日中活動等の支援、訪問系サービスの確保など、また、こころの相談や福祉電話による安心の確保、各種外出支援、暮らしやすい住まいづくりの支援などに取り組んでいます。

今後とも、ニーズの動向を見極めながら、必要なサービスが確保されるよう図っていきます。

【日中活動等】

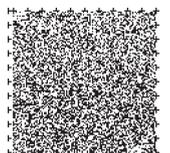
105	障害者自立支援センターの運営	担当	障害福祉課
<p>市では、身体障害のある人を対象とする多機能型施設として障害者自立支援センターを運営し、障害福祉サービスの生活介護及び自立訓練（機能訓練）を提供しています。</p> <p>今後とも、利用者の自立に向けた取り組みができるよう関係機関等と連携し、よりよい支援の充実に図ります。</p>			

106	つくしの家の運営	担当	障害福祉課
<p>知的障害のある人を対象とする多機能型施設として、自立訓練（生活訓練）、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型の障害福祉サービスを提供しています。</p> <p>今後とも、一人ひとりの主体性を尊重し、障害の程度に応じた支援に努め、日常生活の自立や就労訓練、社会訓練の場として活動の充実に図ります。</p>			

107	地域活動支援センター事業、生活支援事業の実施	担当	障害福祉課
<p>市では、地域生活支援事業として、障害のある人が創作活動や生産活動を通じて、生活リズムや生きがいを育み、社会と交流していけるよう地域活動支援センターを運営するとともに、精神障害のある人の日中活動支援や相談の場として生活支援事業を運営しています。</p> <p>今後とも、利用ニーズの把握に努め、障害のある人の居場所づくりや生活リズムづくり、精神障害のある人の日中活動支援や身体障害のある人の機能訓練のための支援を充実していきます。</p>			

【訪問系】

108	友愛サービス事業の充実	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、在宅の障害のある人や高齢者が、地域の中で家事、話し相手、見守りなどの援助を受けることができるよう、利用会員と協力会員からなる住民参加型在宅福祉サービス活動として友愛サービス事業を実施しています。</p> <p>今後は、多様化する支援ニーズに対応するため、協力会員のスキルアップ研修を充実していくとともに、活動の周知を進める広報活動に力を入れ、協力会員の増員、利用の促進を図ります。</p>			



109	在宅生活支援配食サービスの実施	担当	高齢福祉課
<p>市では、食事作りが困難なひとり暮らし高齢者かつ障害のある人を対象に、食生活の安定と健康維持及び安否確認を行うために、配食業者による昼食・夕食の配食サービスを実施しています。</p> <p>配食サービスの利用にあたっては、在宅介護支援センターの職員が心身の状況や生活環境を確認し、在宅生活を支えるサービス利用の提案等も行っています。</p> <p>今後も、配食業者、民生委員・児童委員、ケアマネジャー等と連携し情報を交換しながら、食生活の安定と見守り活動を進めていきます。</p>			

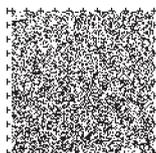
110	宅配型食事サービスの実施	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、支部（各地区公民館内の8支部）事業として、障害のある人や高齢者などに対し、地域との交流を図りながら、ボランティアの手作りの食事（昼食）を月2回宅配により提供し、見守り、ふれあいの機会としています。</p> <p>今後とも、見守りふれあい型の地域福祉事業として効果が期待されることから、利用の拡大と調理・配送ボランティアの確保を進めるため、支部の広報等を通じて事業の周知を図るとともに地域資源の発掘を行っていきます。</p>			

111	訪問理美容サービス事業の実施	担当	障害福祉課
<p>移動及び外出が困難な在宅の重度身体障害のある人に対して、その居宅において受ける理容又は美容のサービス費助成券を交付しています。</p> <p>今後とも、事業の周知を図るとともに、対象者の範囲の拡大を検討します。</p>			

【安心】

112	「こころの相談」事業の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、精神障害のある人の地域での生活を支援するため、本人や家族を対象に保健センターで精神科医師による「こころの相談」を月1回の予約制で実施し、広報紙やホームページにより事業の周知を図っています。</p> <p>今後とも、事業を継続するとともに、保健所や茨城県精神保健福祉センター等と連携し、相談体制の充実を図ります。</p>			

113	福祉電話の貸与	担当	障害福祉課
<p>市では、外出することが困難な独居の重度身体障害のある人であって、電話を保有していない低所得者に対して、無償で福祉電話を貸与し、基本料金の一部助成を行い、コミュニケーション等の支援をしています。</p> <p>今後ともサービスを確保し、日常生活における相談支援を行っていきます。</p>			



【行動支援】

114	車いすの貸出	担当	障害福祉課 社会福祉協議会
<p>市と社会福祉協議会では、傷病や怪我等によって、歩行困難となり、短期的に車いすを必要とするようになった市民等に対して貸し出しを行っています。貸し出しは障害福祉課や社会福祉協議会本部及び支部で実施しています。</p> <p>今後とも、車いすを必要とする市民等に対する短期的な貸し出しサービスとして実施していきます。</p>			

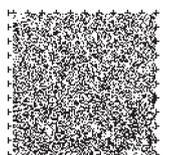
115	補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の利用促進	担当課	障害福祉課
<p>身体障害のある人の社会参加と自立更生の促進のため、茨城県の補助犬給付制度への協力や補助犬の登録手数料等免除を行うとともに、国が作成したリーフレット「ほじょ犬 もっと知ってBOOK」や補助犬ステッカーの配布を通じて制度の周知に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、補助犬を使用する身体障害のある人の市施設等の利用の円滑化を図り、身体障害のある人の自立及び社会参加を促進するよう周知します。</p>			

116	手話・点訳・音訳サービスの実施	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、視覚障害、聴覚障害のある人の社会参加や情報コミュニケーション支援のため、希望する個人や団体に対して、ボランティア等による手話、点訳、音訳のサービスを提供するとともに、各ボランティアサークルの活動を支援し、活動の活性化を図っています。</p> <p>今後は、広報紙やホームページなどで事業の周知を進めて、利用の拡大と新たな人材の確保を図っていきます。</p>			

【住まい】

117	重度障害者（児）住宅リフォーム費用の助成	担当	障害福祉課
<p>重度の身体障害のある人や知的障害のある人の在宅での生活を送りやすくするため、国の補助制度を活用しながら住宅内の段差解消やトイレの改造などの費用の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、国からの補助制度の動向を注視しながらサービスの確保に努めるとともに、福祉ガイドや市ホームページ等を通じて周知し、利用者の生活環境の改善を支援します。</p>			

118	障害者住宅整備資金の貸付	担当	障害福祉課
<p>障害のある人又は障害のある人と同居する世帯に対し、本人の居室などの増改築又は改造に必要な資金を貸付け、在宅での生活を支援します。</p> <p>今後とも、サービスの確保に努めるとともに、福祉ガイドや市ホームページ等を通じて周知し、利用を促すことで、生活環境の改善を支援します。</p>			



119	障害者住宅改造アドバイザー制度の実施の検討	担当	障害福祉課
<p>障害のある人及びその世帯が住宅改造をするにあたり、施工前後等において専門家の助言を受けることで、円滑かつ効果的な工事ができるよう、重度障害者住宅リフォーム、障害者住宅整備資金貸付事業等の有効活用を含めて専門家による助言を受けられる体制を整備します。</p>			

120	障害のある人が住みやすい公営住宅の確保	担当	住宅営繕課
<p>障害のある人や高齢者が自立した社会生活を営むことができるよう、快適で暮らしやすい居住環境を提供するために、市営住宅の整備・充実を図るとともに、トイレや浴室の手摺り設置や中層住宅のエレベーター設備の設置などを促進しています。</p> <p>今後とも、公営住宅等の長寿命化を促進し、身体障害のある人や高齢者が安全で安心して生活できる居住環境の整備・確保を図ります。</p>			

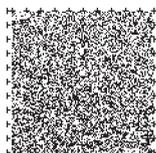
121	公営住宅の入居条件の緩和	担当	住宅営繕課
<p>本人又は家族に身体障害がある場合、公営住宅に入居する際、入居条件となる所得基準を緩和するとともに、身体障害者専用住宅の新規入居者募集にあたっては、優先的に身体障害のある人を対象とした募集を行っています。</p> <p>今後とも、障害のある人の地域生活を支える住宅の確保に努めます。</p>			

③ 生活安定のための施策推進

障害のある人の生活の安定を支える各種の経済的支援を確保していきます。

122	障害基礎年金等の支給	担当	国保年金課
<p>国民年金の加入期間中に病気や事故等により障害のある人となった人に対して障害基礎年金を支給しています。保険料未納などの理由により受給できないケースが多数あるため、広報紙やホームページにより制度の周知に努めます。</p>			

123	心身障害者扶養共済事業の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人が安心した生活を送るための相互扶助制度である茨城県心身障害者扶養共済制度の周知を図っています。</p> <p>今後とも、心身障害者扶養共済制度の周知と加入を推進していきます。</p>			



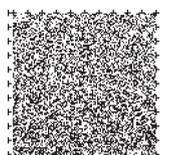
124	各種手当の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、在宅の障害のある人やその家族等を対象に、市の手当である心身障害児及び心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当を支給しています。国の手当である特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当の案内と申請の受付を行っています。</p> <p>今後とも、国や県の制度の動向を見極めながら、制度の周知と適正な運用を図り、障害のある人の経済的な安定への支援を行います。</p>			
<p>【各種手当】 (市の手当) 心身障害児及び心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当 (国の手当) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当</p>			

125	生活福祉資金の貸付	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、障害のある人、低所得者などに対し、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等の貸付を行うことにより、生活の安定を支援しています。</p> <p>今後とも、貸付申込者に対する相談支援、償還指導などを通じて、生活課題の解決、自立生活の支援に取り組んでいきます。</p>			

126	障害者手帳申請用診断書料助成事業の実施	担当	障害福祉課
<p>市では、身体障害者手帳及び精神障害者手帳の交付申請時に提出が必要となる診断書を受けた人に対し、診断書料の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、経済的負担の軽減のため、助成制度を確保していきます。</p>			

127	医療福祉制度による保険給付自己負担分の助成	担当	国保年金課
<p>小児（0歳から中学校3年生）・妊産婦・ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・重度心身障害のある人等が、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険での自己負担分の費用を公費で助成しています。</p> <p>今後とも、医療福祉費支給制度について、広報紙やホームページなどにより周知を努め、誰もが必要な医療を受けられる環境の充実を図ります。</p>			

128	自立支援医療費の給付費等	担当	障害福祉課
<p>身体に障害のある人が障害を取り除いたり、軽減して日常生活を容易にするために、角膜手術、関節形成手術等の更生医療（18歳未満は育成医療）の費用負担を軽減する給付を実施しています。また、精神疾患により通院治療を受けている人の医療費を軽減することを目的とした精神通院医療費の申請受付及び交付事務を実施しています。</p> <p>今後とも、障害のある人や子どもの障害の除去及び軽減や通院継続して治療を受けている人の医療費を保険と公費で負担する自立支援医療の周知に努めます。</p>			



方向3 一体的な支援ネットワークの強化

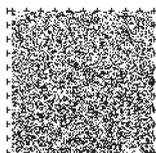
① 地域生活支援体制の充実

障害のある人の地域生活を一体的に支えていく支援ネットワークづくりが求められています。

今後とも、社会福祉協議会が運営する「ふれあいネットワーク」を活用して障害のある人の総合的な支援体制を充実していくとともに、広域連携の中で障害のある人の地域移行や親元からの自立を支援する機能を整備していきます。

129	地域での自立した生活の支援体制の整備	担当	障害福祉課
<p>市では、土浦市地域自立支援協議会の運営をベースに、社会福祉協議会が運営するふれあいネットワーク（地域ケアシステム）とも連携しながら、地域における障害のある人の総合的な支援体制の整備を進めています。</p> <p>今後とも、障害のある人のライフステージに即した医療、福祉、教育、就労等を一体的につなぐ切れ目のない支援を実現していくため、土浦市地域自立支援協議会及びふれあいネットワーク（地域ケアシステム）の充実により、障害のある人の地域生活を支援していきます。</p>			

130	地域生活支援拠点機能の確保	担当	障害福祉課
<p>国では、施設や病院からの地域移行、親元からの自立を支援するための相談、体験（慣らし）、緊急時の受け入れ、サポート人材の育成や各種サービスの提供を行う地域生活支援拠点については、県で定める障害福祉圏域の中で整備していけるよう位置づけています。</p> <p>市では国、県の動向を注視しながら、市内のグループホームや福祉施設、相談支援事業所等を面的・有機的につなぎ、障害のある人が安心して親元からの自立を実現していけるようなネットワークを構築していきます。</p>			



② 参加と協働の体制確保

土浦市地域自立支援協議会の運営をベースに、地域における一体的な支援ネットワークを構築するとともに、多様な主体の参加と協働による施策推進の体制づくりを進めます。

131	土浦市地域自立支援協議会の運営	担当	障害福祉課
<p>土浦市地域自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす組織で、相談支援事業者、サービス提供事業者、保健・医療関係者、民生委員・児童委員、学識経験者、各種関連機関により構成される全体会議、市内8地区ごとの地域会議及び運営会議、個別支援会議からなります。地域会議等はふれあいネットワーク会議を準用し、障害のある人だけでなく、家族全員のファミリーケアの理念に基づき実施しています。個別の課題は、専門部会を設置して検討します。</p> <p>今後とも、土浦市地域自立支援協議会の適切な運営に努め、協議の結果は、市の障害福祉サービスに反映していきます。</p>			
<p>【土浦市地域自立支援協議会での協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉サービスの利用に係る相談支援事業を実施する事業者の中立及び公平性を確保するための運営評価等に関すること。 (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。 (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。 (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。 (5) 地域住民との情報の共有化に関すること。 (6) 障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。 (7) 障害者虐待防止に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、支援を必要とする人のニーズの実現に必要と認められること。 			

132	計画策定への参画促進	担当	障害福祉課
<p>障害のある人の福祉に大きく関わる計画の策定等には、障害者団体関係者の策定委員会への参画を基本とするとともに、障害者手帳所持者に対するアンケート調査や障害者団体に対するヒアリング等を実施し、的確なニーズの把握に努めます。</p>			

